

平成28年4月21日

平成28年(2016年)熊本地震に係る 普通交付税(6月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成28年熊本地震により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

熊本県及び5市8町3村(計17団体)

2 繰上げ交付額(県:6月定例交付見込額の5割、市町村:6月定例交付見込額の7割)

42,129百万円

3 日程

平成28年4月21日(木) 交付決定

平成28年4月22日(金) 現金交付

※繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

<参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの

自治財政局財政課 八矢、織田、宮原
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(別紙)

平成28年(2016年)熊本地震に係る
普通交付税(6月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
熊本県	26,560
熊本市	5,447
八代市	2,789
宇土市	594
宇城市	1,784
阿蘇市	978
美里町	525
南小国町	287
小国町	403
産山村	174
高森町	350
西原村	193
南阿蘇村	594
御船町	423
嘉島町	111
益城町	435
氷川町	482
合計	42,129